

えいへいじ訪問入浴介護事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会（以下「永平寺町社協」という。）が開設する、えいへいじ訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業に実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問入浴介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るものとする。

3 指定介護予防訪問入浴介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は、向上を図るものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 えいへいじ訪問入浴介護事業所

（2）所在地 福井県吉田郡永平寺町飯島第6号34番地

（従事者の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。

（2）看護職員 1名以上

利用者の健康状態の確認及び指定訪問入浴介護等に必要な保健衛

生上の業務を行うものとする。

(3) 介護職員 2名以上

指定訪問入浴介護等の提供に当たるものとする。

2 事業所の従事者の員数は、福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年福井県条例第60号）及び、福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年福井県条例第61号）に規定する員数を下回らないものとする。

（営業日および営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（訪問入浴介護の内容）

第6条 指定訪問入浴介護等の内容は、要介護者（介護予防にあたっては要支援者）等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の援助とする。

（利用料およびその他の費用）

第7条 指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、法定代理受領サービス以外のサービスであるときは、厚生大臣の定める基準によるものとする。

(1) 全身浴

(2) 部分浴

(3) 清拭

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護等に要した交通費は、これを徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、永平寺町の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 指定訪問入浴介護等の利用者は、入浴の援助を受けることにより、自らも要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従事者は、指定訪問入浴介護等を実施中に、利用者の病状に急変、

その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ永平寺町社協会長が定めた協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- (1) 救急車を呼ぶ基準として、意識不明・呼吸停止・脈停止・大出血・広範囲の火傷・骨折が疑われるときなど。
- (2) 医師・医療機関・訪問看護等へ連絡し、身体状況・バイタル（血圧・脈・体温・呼吸）の異常と意識・嘔吐等を報告し指示を仰ぐ。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第 1 1 条

事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的（3月に1回以上）に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する。また、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的（年1回以上）に開催する。

（業務継続計画の策定等について）

第 1 2 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従事者の研修）

第 1 3 条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

（秘密の保持）

第14条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人の秘密を、在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

（苦情処理）

第15条 事業所は、指定訪問入浴介護等に関する利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第16条 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合には速やかに永平寺町、利用者の家族、居宅介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを永平寺町に通報するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第18条 事業所は、指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）を提供した日をいう）から最低5年間は保存するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は永平寺町社協会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正施行する。